

事務連絡

平成30年1月31日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部局 御中

厚生労働省医政局総務課
経済課

高濃度ポリ塩化ビフェニルを含むコンデンサー等が使用されたX線機器の
所有の有無の確認及び早期処理の周知徹底について

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度 PCB 廃棄物」という。）については、国が全額出資した特殊会社である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用し、地元の理解と協力の下、全国5箇所に処理施設を整備して処理が行われているところですが、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB 特別措置法」という。）において、JESCOの処理施設ごとに定める計画的処理完了期限の1年前を処分期間の末日として規定しており、早いものでは本年度末と、当該期限までに残された時間は限られています。

医療機関が所有するX線機器の中には、昭和50年（1975年）頃までに国内で製造・販売されたものの一部に高濃度ポリ塩化ビフェニル（以下「高濃度 PCB」という。）を含むコンデンサー等が使用されたものがあり、これらについても処分期間内に自ら処理又はJESCOに処分委託すること等がPCB特別措置法により保管事業者及び所有事業者に対して義務付けられています。

X線機器における高濃度 PCB を含むコンデンサー等の使用有無については、X線機器のメーカー名、機器名及び型式名から判別可能であり、X線機器の製造・販売企業の団体である一般社団法人日本画像医療システム工業会（以下「JIRA」という。）がホームページで所有者からの問い合わせ窓口を通知するなど、関連する情報を提供しています。

つきましては、各自治体衛生主管部局の担当者は、貴管内の医療機関に対して、使用中又は保管中のX線機器が高濃度 PCB を含むコンデンサー等を使用したものであるかを確認してください。併せて貴管内の医療機関に対しては、該当する当該機器等を所有している場合は確実かつ早期に処分委託手続きを行うこと等の周知徹底を図っていただくとともに、貴管内の医療機関から照会があった際には、適切な情報を提供していただきますよう、お願い申し上げます。

また、本事務連絡について貴管内の PCB 特別措置法関係各部局にも共有をいただき、改めて、高濃度 PCB に関して、期限内の計画的処理を行うよう、お願い申し上げます。

記

1. 高濃度 PCB を含むコンデンサー等が使用された X 線機器の確認について

国内の PCB の生産は昭和 47 年（1972 年）に中止され、高濃度 PCB を含むコンデンサー等の電気機器の製造も中止されましたが、それ以前に出荷された高濃度 PCB を含むコンデンサー等を高電圧発生装置として X 線機器に組み込んだものが昭和 50 年（1975 年）頃まで製造・販売されていたことが確認されています。

まず、使用中又は保管中の X 線機器が昭和 50 年（1975 年）頃までに製造・販売されたものであるかを確認してください。なお、昭和 50 年以降に機器のメンテナンス等のため高電圧発生装置の交換を行っている場合は、高濃度 PCB は含まれておりません。また、使用を終えて保管されているものの中には新たな X 線機器に交換した際に、コンデンサー等を含む高電圧発生装置部分を切り離して保管されている場合もあるため、そのようなものの有無についても確実に確認するようにしてください。

2. 高濃度 PCB を含むコンデンサー等が使用された X 線機器の判別方法について

1. で該当する X 線機器を使用・保管している場合、当該機器における高濃度 PCB を含むコンデンサーの使用有無を確認してください。JIRA に加盟する以下の 6 社(括弧内は旧社名)は、高濃度 PCB を含むコンデンサー等を使用した X 線機器の機器名称及び型式に関する情報を保有しています。詳しくは JIRA のホームページに掲載された各社の問い合わせ先に連絡して確認してください。なお、以下 6 社以外のメーカーの X 線機器を保管・所有している場合は、直接メーカーにお問い合わせください。

- 株式会社近畿レントゲン工業社
- 東芝メディカルシステムズ株式会社
(株式会社東京芝浦電気)、(株式会社東芝)
- 株式会社モリタ製作所
(株式会社森田製作所)
- 株式会社島津製作所
- 株式会社日立製作所
(株式会社日立メディコ)、(アロカ株式会社)、(日立レントゲン株式会社)、(大阪レントゲン製作所)
- 株式会社ジーシー
(而至歯科工業株式会社)、(而至歯科機械株式会社)

3. 高濃度 PCB を含む使用中の変圧器、コンデンサー、蛍光灯安定器等を所有している場合には、処分期間内に使用を中止して下さい。

4. 高濃度 PCB を含む変圧器、コンデンサー、蛍光灯安定器等を保管・所有している場合は、届出をして、早期に JESCO に処分委託を行って下さい。

- (1) PCB 特別措置法・電気事業法に基づく都道府県市・産業保安監督部への各種届出を行って下さい。なお、届出の内容、様式、お問い合わせ先等については、添付資料（10～12 ページ）を御確認下さい。
- (2) 高濃度 PCB 廃棄物等を JESCO に登録し、処分期間内の早期に処分委託を行って下さい。なお、登録、委託契約等に関する手続きについては、JESCO ホームページを御確認いただくか、下記 JESCO 登録担当連絡先までお問い合わせ下さい。

<参考>

○微量のPCBに汚染されたコンデンサー等が使用されたX線機器について

X線機器に使用されたコンデンサー等には微量のPCBを含む絶縁油が封入されたものがある可能性があります。コンデンサーでは再生絶縁油の使用が中止された平成2年（1990年）1月以前に製造されたものに微量PCBの汚染の可能性があるとされています。したがって、昭和50年以降に製造・出荷されたX線機器であっても微量のPCBに汚染されている可能性があるため、当該機器の廃棄時にはコンデンサー等に封入された絶縁油を採取してPCB濃度の測定を必ず行うようにしてください。詳しくは平成29年7月31日付け事務連絡「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間内の早期処理に関する周知徹底について」の<参考>に記載した事項をご確認ください。

○低濃度PCB廃棄物について

低濃度PCB廃棄物についても、PCB特別措置法において、処分期間が平成38年度末までと定められており、処分期間内に確実に自ら処分し、又は処分委託を行う必要があります。低濃度PCB廃棄物の処理はJESCOではなく、環境大臣の認定を受けた無害化処理認定事業者と都道府県市の許可を受けた特別管理産業廃棄物処分業者により行われていますので、これらの事業者へ処分委託を行って下さい。なお、事業者選定に際しては、下記参照先の「廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設一覧」をご確認ください。

<添付資料>

○ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて(パンフレット)

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb-pamph/full18r.pdf>

<参照先>

○ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト(環境省ホームページ)

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

○中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)ホームページ

<http://www.jesconet.co.jp/>

○(一社)日本電機工業会ホームページ

<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/index.html>

○(一社)日本照明工業会ホームページ

<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

○廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設一覧

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

<問い合わせ先>

○PCB 特別措置法又は電気事業法に基づく手続き等に関する問い合わせ先
添付資料のパンフレット 12 ページに記載

○JESCO への PCB 廃棄物の登録、委託契約等に関する問い合わせ先
JESCO 登録担当

Tel : 03-5765-1935

○X線機器に関する問合わせ先

一般社団法人日本画像医療システム工業会（JIRA） 企画部

ホームページ <http://www.jira-net.or.jp/info/pcb.html>

TEL : 03-3816-3450

○本通知に関する問合わせ先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 PCB 廃棄物処理推進室

担当：福井・小福田・福田

TEL : 03-6457-9096